

日本共産党の本庄孝夫です。議員団を代表して討論を行います。ただいま議題となっています議案14件について、第2号議案「京都府府税条例等一部改正の件」、第3号議案「住民基本台帳法施行条例一部改正の件」、第6号議案「京都府立高等学校設置条例一部改正の件」、第13号議案「財産取得の件」の4件に反対し、その他の議案に賛成するものです。

まず、第2号議案「京都府府税条例等一部改正の件」についてです。まず、不動産取得税の特例措置に「わがまち特例」を導入し、家庭的保育事業等を促進するために、家屋取得に対し価格の控除額2分の1を3分の2に拡充することについて、家庭的保育事業など小規模保育事業は、保育士の配置や施設整備など保育の質の面や3歳児以降の保育が保障されていないなど不十分さを持っており、これを積極的に推奨することには問題があります。京都府としては、保育の質をしっかりと担保した認可保育所の整備を積極的に推進するべきであります。

また、エコカー減税をさらに2年間延長する件については、燃費基準を強化し、より環境にやさしい自動車を普及することは当然ですが、ユーザーの環境志向は定着してきており、これ以上エコカー減税で自動車メーカーの販売を支援する必要はないと考えます。

さらに、自動車取得税と自動車税の改正は、地方消費税の引き上げを前提としていますが、格差と貧困が深刻化する国民生活の中で、消費税を引き上げることは到底許されません。以上の諸点により、府税条例等一部改正の件に反対です。

第3号議案「住民基本台帳法施行条例一部改正の件」については、そもそも住民基本台帳ネットワークは、「指定情報処理機関」の情報が国に提供されるため、全国民の個人情報国に管理され、個々の自治体で管理していた情報が全国的オンライン化で広範囲からアクセス可能となり、情報流出・漏洩の危険が高まるものであります。今回の条例一部改正は、その適用が拡大されるものであり、個人情報保護の観点からも問題であり、反対です。

第6号議案「京都府立高等学校設置条例一部改正の件」については、京都府立南陽高校に付属中学校を併設するための条例改正ですが、「中高一貫校」の設置は小学校段階からの受験競争を過熱化させ、高校の序列化をいっそう深刻にするものです。

南陽高校を含む山城通学圏では、この春の入試で3つの高校で60人もの「定員割れ」が起きました。一方で、中期選抜で公立高校を希望しながら合格できなかった生徒は125人にもなりました。公立高校への希望者が多数あるにもかかわらず、結果として、公立高校への入学の枠を狭めるといふ重大な問題が発生しているもとの、山城通学圏の複雑な入試制度の検証こそが求められています。

このようなもとの「中高一貫校」の設置は、本来「人格の完成」を目的とする教育が、グローバル競争を支える人材育成と同一視され、経済、産業、開発で使える人材になりそうな子どもたちを早期に選別し、人材育成プログラムで囲い込む教育へとゆがめるものです。そして、京都の教育を公然と競争と選別のための教育として、「格差づくり」に拍車をかけるものであり、反対です。

いま、京都の公立高校では、「特色づくり」や「多様化」の名による格差と序列化、「切磋琢磨」

という掛け声による競争が激化し、どの高校で学んでも格差のない、だれもが大切にされる「高校づくり」という、公立高校本来の大切な役割との間で矛盾を広げています。

丹後通学圏の高校再編・統廃合計画では、4つの高校を2校に統合する「学舎制」の導入、3つの分校を1校にする分校の統廃合であり、生徒減少を理由とした「教育コスト削減」であることは明らかです。教育委員会が実施した「保護者アンケート」でも「今のままの高校を充実してほしい」という声が多数であり、京丹後市議会や与謝野町議会での「住民の声を聴くこと」との「意見書」をも踏みにじっています。

さらに、南山城支援学校では、在籍する子どもたちが増え続け、過去最高の249名の超過密状況となっています。3年後には井手町に新設される支援学校が開校する予定ですが、開校までの3年間、在籍する子どもたちの日々の成長、発達をないがしろにはできません。雨が降れば廊下やピロティで体育の授業を余儀なくされるという劣悪な環境の改善などが急務となっています。

いま「どの地域にあっても、希望する全ての子どもたちに、お金を心配することなく、必要な学びの場を保障する」という公立高校や支援学校の在り方、役割を支える教育行政が強く求められていることを指摘しておきます。

第13号議案「財産取得の件」については、亀岡のスタジアム建設用地を京都府と亀岡市が取得するためですが、亀岡市では市議会への12500筆もの請願署名に続き、スタジアム計画への公金支出差し止めを求める住民監査請求が、6月2日には京都府監査委員に対し市民14人から、さらに23日には亀岡市に対して142人から提出され、府の試算による地域への経済的効果は現実離れしていること、水害や環境、交通・市民生活など様々な問題をあげて、「公金支出は許されない」との厳しい批判の声が上がり、住民の根強い反対が続いています。

そして、去る6月5日に開催された京都府公共事業評価に係る第三者委員会では、治水対策やアユモドキの保全対策、住民への説明などの問題について意見や懸念が続出したのが実態です。

治水対策では、出席委員から「治水の不安は、スタジアム建設をはるかに超えた大事なこと」「区画整理事業地全体をかさ上げして周辺が大丈夫なのか」「平成25年水害の記憶が生々しく残っている。こういう雨が降った時にこうなるという説明をしてもらいたい」などの意見が出され、治水対策がまともに検討されていないことが明らかになりました。

アユモドキの保全対策では、委員から「種の保存をどうしていくかは公共事業評価調書に書かれておらず、不十分」「アユモドキの積極的保全に向けて、具体的にどういうロードマップで進めるかは、この委員会の外に出て議論し策定されるべきである」などの意見が出されました。今回、アユモドキへの影響が検討されたのは、3.2ヘクタールのスタジアム計画だけであり、約17.2ヘクタールある亀岡駅北土地区画整理事業区域全体が開発された場合の影響については、全く検討されていません。

このように、相次いで意見や懸念が出されているもとの、京都府と亀岡市がスタジアム建設に向けて、何が何でも土地を取得し強引に工事着手することなど、到底許されません。よって反対です。

最後に、第1号議案「平成29年度京都府一般会計補正予算」の「京都アイスアリーナ（仮称）整備費」については賛成するものですが、一言申し上げます。この間、府内のアイススケート場が

次々と閉鎖する中で、京都府内にスケート場の建設を求める要望がスケート連盟を中心に出され、その要望に応える形で京都府が総額3億円余をかけて、山城総合運動公園内の土地を造成し、一般社団法人「京都スケート」に貸し付けて、民間業者が運営を行なうこととなっています。

今年の2月に、京都府と一般社団法人「京都スケート」、運営会社の3者による協定が結ばれていますが、広く府民が利用できるなど、本来的な府民のためのスポーツ振興に対する本府の責任を果たすよう求めておくものです。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。